

○山ノ内町農業委員会事務局処務規程

平成 17 年 4 月 28 日
農業委員会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山ノ内町農業委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、事務分掌、その他必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第 2 条 事務局に農地係を置く。

(事務分掌)

第 3 条 係の事務分掌は、法令に定めのあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会の会議及び部会に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 農家台帳の整備及び管理に関すること。
- (4) 農業及び農業者に関する事項についての意見の公表及び他の行政機関への建議又は答申に関すること。
- (5) 国有農地に関すること。
- (6) 標準小作料及び農作業標準労賃に関すること。
- (7) 農業者年金に関すること。
- (8) 農地の流動化促進に関すること。
- (9) 農地の利用関係のあっせん及び紛争の解決に関すること。
- (10) その他農業振興に関すること。

(事務局の職及び職務)

第 4 条 事務局に次の職を置く。

事務局長（以下「局長」という。）

事務局次長（以下「次長」という。）

係長

係

2 局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 次長は、上司の命を受けて局長の職務を補佐し、所属職員を指揮監督し、特定の事務を処理する。

4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

5 係員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(局長の専決事項)

第 5 条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の事務分担に関すること。
- (2) 所属職員の出張、時間外勤務命令、及び休暇等に関すること。
- (3) 会議録の調整に関すること。
- (4) 軽易な申請、届出、進達、報告、照会、及び回答に関すること。
- (5) その他軽易な事項の事務処理に関すること。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、事務処理及び職員の服務については、山ノ内町の関係規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。